

御連絡

2025年1月20日

大阪市北区西天満4-6-18アクセスビル5階

弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所

学校法人京都仏眼教育学園 京都仏眼鍼灸理療専門学校代理人

弁護士 幸田勝利 先生

弁護士 大黒光大 先生

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（弁護士）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920 FAX 075-746-5207

（担当）事務局長 増田朋記（弁護士）

貴職からいただいた令和6年11月25日付回答書（以下、「回答書」といいます）につき、以下のとおりご連絡いたします。

1. 入学金の内訳のご説明について

回答書によると、学校法人京都仏眼教育学園京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下、「貴校」といいます）の入学金は、入学し得る地位の対価、可能な限り学生の入学を担保する意味合いで徴収しているとのことでした。

しかし、入学し得る地位の対価という考え方は、事業者が入学金の性質をそのように設定・評価をすることにより、実際にかかる具体的な費用とは無関係に、入学金を不返還とすることができる結果となり不当です。

この点、消費者契約法第9条2項は、「事業者は、消費者に対し、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に基づき損害賠償又は違約金の支払を請求する場合において、当該消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定又は違約金の算定の根拠の概要を説明するよう努めなければならない。」（適格消費者団体との関係では、算定根拠の説明義務を設定。同法12条の4第1項）と規定しています。このような規定の趣旨からすると、入学金を不返還とする規定を定める事業者側において、具体的に何の費用か、その金額、徴収根拠、内訳を明らかにすべきです。

2. 返金対応の水準、規定変更の内容について

回答書によると、貴校は、入学金不返還条項について内容を変更し、入学手続完了後の入学辞退者には、納入された入学金のうち40万円を超える部分については返還するとのことです。そして、40万円という金額の根拠として、貴校は、京都府内での準学校における入学金の上限が40万円程度であること等を考慮した結果によるものと回答されています。

しかし、当法人の調査によると、京都府下の準学校法人が運営する主な私立専修学校28校のうち、40万円以上の不返還の金額を定めた学校は、貴校を除けば2校のみです。次いで高額なものとして30万円台が1校、20万円台が6校存在するものの、いずれも少数であり、その他の19校（全体の68%）はすべて10万円台以下の水準です。

貴校の設定した不返還の金額は、依然として京都府下で最高額であり、高水準にとどまっています。前述のように不返還の金額の具体的な内訳も明らかでないことからすれば、40万円という金額は、「平均的な損害の額」（消費者契約法第9条第1項第1号）を超える疑いが強く、不返還とする金額を再検討するよう申し入れます。

3. 対応の時期、期限につきまして

回答書によると、貴校は、令和8年度学生募集要項から入学金の金額変更が可能とのことですが、本件の抜本的な解決のために、貴校内における理事会及び評議会での検討及び学則変更の手続きを可及的速やかに行うよう申し入れます。

以上より、不返還の金額の再度の検討結果、及び学則変更の申請手続きを行った際にはその旨を、書面をもって当NPO法人宛てにご連絡下さい。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

以上